

一般財団法人観光まちづくり佐伯中小企業退職金共済等掛金準備積立金規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）が職員の中小企業退職金共済等掛金（以下「中退共掛金」という。）の準備金として保有する積立金（以下「積立金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を次のとおり定める。

(構成等)

第2条 積立金は、財産管理規程第2条第1号で定める特定資産とし、理事会が積立金に繰入れることを決議した財産を積立てる。

2 積立金は、他の財産と明確に区分し、安全かつ確実な方法で運用する。

(取崩し)

第3条 積立金を取崩して中退共掛金にあてるときは、理事長の決裁を得なければならない。

2 積立金は、中退共掛金以外にあてることができない。

3 前項に関わらず、やむを得ない事情により目的外の取崩しを行うときは、理事会の決議を得なければならない。

(運用益の処理)

第4条 積立金の運用から生じる収益は、定款第4条に掲げる事業の実施にあてることができる。

(繰替運用)

第5条 理事長は、必要があると認めるときは、年度を超えない範囲において、確実な繰戻しの方法及び期間を定め、積立金を事業費又は管理費に繰替えて運用することができる。

(積立金の廃止)

第6条 積立金が第1条の目的を達成したものと理事会が決議したときは、積立金を精算する。

2 前項において残金が生じた場合は、基本財産に繰入れる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和7年6月19日から施行する。